

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

松茂町長

公表日

令和4年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務のうち、以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 (※具体的な事務は、対象者の把握、対象者であることの確認、受診券等の発行、受診結果の管理、健康指導の実施である。)
③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバ ・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)

2. 特定個人情報ファイル名

健康増進業務に関するファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の76の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第54条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 102の2の項 【別表第2における情報提供の根拠】 102の2の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
-----	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

連絡先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月7日	評価実施機関における担当部署	①部署 健康保険課 ②所属長 健康保険課長	①部署 住民課 ②所属長 住民課長	事後	
平成30年8月1日	個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9条第1項、別表第一-76項	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の76の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第54条	事後	
平成30年8月1日	しきい値判断項目(1. 対象人數)	平成27年12月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年8月1日	しきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成27年12月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月14日	IVリスク対策	—	IVリスク対策	事前	
令和1年6月14日	しきい値判断項目(1. 対象人數)	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月14日	しきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和4年2月24日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和4年2月24日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	—	番号法第19条8号、別表第2【別表第2における情報照会の根拠】102の2の項 【別表第2における情報提供の根拠】102の2の項	事前	
令和4年2月24日	しきい値判断項目(1. 対象人數)	令和1年6月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月24日	しきい値判断項目(2. 取扱者数)	令和1年6月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月24日	リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない []	[]提供・移転しない [十分である]	事前	
令和4年2月24日	リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) [] []	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) [十分である] [十分である]	事前	